

160 法人税の中間申告に関する説明として最も適切でないものはどれか。

- a) 前年度実績による予定申告による納付すべき法人税額が10万円以下の場合は中間申告書の提出は不要となる。
- b) 提出期限内に中間申告書が提出されない場合、無申告加算税が課される。
- c) 仮決算による中間申告を行う場合、事業年度開始の日から6ヶ月間を1事業年度とみなして仮決算を行う。
- d) 仮決算による中間申告の法人税額が「0」となる場合には、申告を行えば中間納付の必要はない。